

欧洲電気標準化委員会 (CENELEC) Companion Standardization Body (CSB)

オブザーバー参加 応募要領

1. 欧州電気標準化委員会 (CENELEC) とは

欧洲電気標準化委員会(CENELEC)は欧洲連合(EU)及び欧洲自由貿易連合(EFTA)の政策・法制を支える規格開発の権限が付与された欧洲規格開発機関。

欧洲域内の規格開発のみならず、フランクフルト協定(Frankfurt Agreement)に基づく国際電気標準会議(IEC)との連携により、IEC-CENELEC間での国際規格の新規提案の共同立案等で国際標準の策定も推進している。

2. Companion Standardization Body (CSB) とは

Companion Standardization Body (CSB)とは、CENELEC メンバー等になる資格を持たない国家標準化機関が、CENELECに一定金額を支払うことによって、CENELEC配下の全ての専門委員会(TC)及びCENELECと欧洲標準化委員会(CEN)との合同専門委員会(JTC)を対象に、各TC又はJTCの承認のみの簡便な手続でオブザーバーとして参加できる協力形態。

CENELECは欧洲域内の法制及び政策並びにグローバルな標準化に大きな影響力を有しているところ、我が国が規格開発段階から議論に参画し意見表明する機会を促進するこの協力への合意は、我が国企業の同地域での経済活動の活性化及び国際標準化の加速化の両面から有意義なものとなることが期待される。

2-1. オブザーバーの権利

- 該当する国内審議団体を代表して参加する専門家の登録(TC/JTC毎に専門家3名、通訳1名まで登録可)
- 専門家を登録したTC又はJTCの各種会議へのオブザーバー参加(※)
(※)原則として、TC又はJTCへのオブザーバー参加が認められた場合は、同TC又はJTCに付属するSC及びWGIにも全て参加が可能となる。
- 専門家を登録したTC又はJTCの全ての文書へのアクセス
- 専門家を登録したTC又はJTCにおける会議中のコメント又は書面でのコメント提出

2-2. オブザーバーの義務

- 自国の国内審議団体の代表として参加すること
- 情報共有範囲:入手したTC又はJTCの文書(working documents)の配布及び使用を、当該国内審議団体内に厳格に制限すること(内部レビュー目的に限る)
- 報告義務1(都度):規格原案等に関連し、国による違いや特殊条件があれば、参加しているTC又はJTCに報告すること
- 報告義務2(年次):年次報告として、TC又はJTCの総会(Plenary Meeting)開催の1ヶ月前までに報告書を英語で提出すること

(参考)2014年JISC-CEN-CENELEC協力覚書とCompanion Standardization Bodyの比較

	JISC-CEN-CENELEC 協力覚書 (旧)	Companion Standardization Body (新規)
費用	国内協議団体が、TC又はJTC毎に参加費を支払い	JISCが、CENELEC配下の全てのTC及びJTCへのオブザーバー参加に年会費を支払い(※) (※)2026年は経済産業省(JISC事務局)が負担

決裁プロセス TC(専門委員会)及びBT(技術評議会)承認が TC(専門委員会)承認のみ必要
必要

3. オブザーバー参加の条件

3-1. 人物像

- ・ 国内審議団体に所属していること
- ・ CENELECへの議論に積極的に貢献できる、分野の専門家であること
(一方的な情報収集のみは CENELECとの関係上不可)

3-2. 費用

(オブザーバー参加費)

- ・ 2026年2月4日～12月31日：JISCが負担予定

(旅費)

- ・ (J)TC/SC/WG等参加のために必要となる旅費は、国内審議団体又は国内審議団体の会員が負担

3-3. 報告義務

(CENELEC)

- ・ 2-2. のCENELEC宛て報告義務2点を守ること

(国内)

- ・ 少なくとも半年に1度(タイミング自由)、JISC事務局宛ての報告書を日本語で提出すること

3-4. 情報共有範囲

- ・ 2-2. のCENELEC指定範囲を守ること

4. 参加する場合の手続きについて

- ・ 随時：JISC事務局担当官及びIEC-APC事務局宛にオブザーバー参加希望を連絡(※1)
- ・ 参加希望日から逆算し1か月以上前：JISC事務局担当官宛てにオブザーバー参加希望者のCV及び参加希望理由(※2)を送付
 - (※1)宛先にJISC事務局担当官、CCにIEC-APC事務局(mail2iecapc@jsa.or.jp)
 - (※2)なぜ・どのようにTCの規格策定に貢献できるか、今までのCENELECとの協力経験(あれば)

5. 関連リンク

- ・ Companion Standardization Bodyについて：CEN-CENELEC GUIDE 13
<https://www.cencenelec.eu/media/Guides/CEN-CLC/cenclcguide13.pdf>
- ・ CENELECのTC等一覧：CENELEC Technical Bodies
<https://standards.cencenelec.eu/ords/f?p=CENELEC:6>
- ・ CEN-CENELEC標準化業務の共通規則：Internal Regulations Part 2
https://boss.cen.eu/media/BOSS%20CEN/ref/ir2_e.pdf